

〔閑窓自語〕東福門院御簪事

東福門院の御かんざしとて、當家原柳にもちつたふるあり、こがねにて作り、うへに三色のたまをつ、みつけたり、安永年中そのかたによせて、ころがねにてつくりしめ、三色のたまをいれて、家内のものにさ、しむ、内院の女房あるは友なる人々など聞および、所望ありてつかはしぬ、されば玉えがたきによりてつくりしめる事かたし、そのうへ、これはいやしきもの、さすかんざしにはあらざるべし、のちく心をうつし、世間の人は、享保のはじめまでの如く、花す、きなどのみ、かきなきかんざしをさすべし、この玉のかんざし、あるものしりがほなる人びとにかたりていふ、かんざしに玉いる、こと、いにしへはなき事なるべし、所見なしと、此事ちかき書にあり、

〔大安寺伽藍緣起并流記資財帳〕合雜物貳拾捌種略中

銀髮刺參略中

右一色、平城宮御宇天皇武聖以天平二年歲次庚午七月十七日納賜者

以上資財等、天平十八年本記所定、注顯如件

〔歷世女裝考〕孝謙天皇の御簪

難波の好古家梅園主人、天保二年に開板せられたる梅園奇賞に載たる、和州法隆寺の寶物、孝謙天皇の御簪とて其圖あり、略中天保十二年の春、江戸本所回向院にて、法隆寺聖德太子の御開帳ありて、種々の御寶物もありとき、て、略中朝早く往てをがみしに、かの梅園奇賞にある圖に露もたがはず、たゞ脚岐少し狭きのみにて、物は銀にぞありける、此時いひたてする人にゆるしを乞ひ、ちかくよりて臨寫したる圖左の如し、